

令和6年3月25日

海部南部消防組合職員の懲戒処分等の公表

海部南部消防組合

下記のとおり、懲戒処分等を行ったので、「海部南部消防組合職員の懲戒処分等の公表基準」に基づき公表します。

記

1 懲戒処分内容

(1) 不正アクセスによる個人情報の目的外利用

1 被処分者	消防司令補 36歳 男性
2 懲戒処分年月日	令和6年3月19日
3 懲戒処分内容	減給（10分の1）3か月
4 処分対象の理由	異動によりアクセス管理者権限を解かれた後においても複数回アクセスし、個人情報を当該業務以外の目的で収集した（人事等の個人情報を閲覧）。
5 根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

(2) パワー・ハラスメント

1 被処分者	消防司令補 51歳 男性
2 懲戒処分年月日	令和6年3月19日
3 懲戒処分内容	減給（10分の1）3か月
4 処分対象の理由	救急事案帰署途上、助手席に座っていた隊員に対して救急資機材の不備（確認作業）を問う最中に髪の毛を掴み、頭を揺さぶり脅迫するような言動を発し、精神的及び身体的苦痛を与えた。
5 根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

1 被処分者	消防司令補 40歳 男性
2 懲戒処分年月日	令和6年3月19日
3 懲戒処分内容	減給（10分の1）2か月
4 処分対象の理由	救急訓練中、職場内の優位性を背景に侮辱するような言動を繰り返す行為及び救急資機材で頭を叩いた行為に対して精神的、身体的苦痛を与えた。
5 根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

1 被処分者	消防司令長 58歳 男性
2 懲戒処分年月日	令和6年3月19日
3 懲戒処分内容	減給（10分の1）1か月
4 処分対象の理由	<p>職務上の地位など優位性を背景に職務の適正な範囲を超えて叱責を繰り返した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症（疑い）の復帰職員に対して人権の侵害に当たるような行為を行った。</p> <p>日曜日（週休）に、偶然居合わせた部下に対して、時間外勤務を強要した。</p> <p>業務多忙時期、繰り返し休憩直前に時間制限付きの仕事を命じた上、休憩や食事の暇を与えなかった。</p> <p>以上の行為に対して精神的・身体的苦痛を与えた。</p>
5 根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

1 被処分者	消防司令 50歳 男性
2 懲戒処分年月日	令和6年3月19日
3 懲戒処分内容	戒告
4 処分対象の理由	<p>意に反した行動をとった部下に対して叱責し、精神的苦痛を与えた。</p> <p>過剰に繰り返す注意や陰湿な言動を繰り返し、就労意欲の低下、職場環境を悪化させた。</p>
5 根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

(3) 公務外非行（暴行）

1 被処分者	消防司令補 37歳 男性
2 懲戒処分年月日	令和6年3月19日
3 懲戒処分内容	減給（10分の1）2か月
4 処分対象の理由	<p>親睦会において酩酊し、熱くなったトングを手首付近に当て火傷を負わせた行為及び複数の同僚に対して、頬や腹部を数回叩くなど、執拗に陰湿な行為を繰り返し、精神的、身体的苦痛を与えた。</p>
5 根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2 懲戒処分未満の処分内容

1 被処分者	消防司令 48歳 男性
2 処分年月日	令和6年3月19日
3 処分内容	文書訓告
4 処分対象の理由	部下に対して、食べきれない量の食事を複数回提供し、事実上、必要以上に食べさせようと圧力をかけた。

1 被処分者	消防司令補 49歳 男性
2 処分年月日	令和6年3月19日
3 処分内容	文書訓告
4 処分対象の理由	職務上の地位など優位性を背景にコミュニケーションと称し、体当たりや肩を殴る行為を繰り返した。

1 被処分者	消防司令補 37歳 男性
2 処分年月日	令和6年3月19日
3 処分内容	文書訓告
4 処分対象の理由	侮辱するような言動や叱責を繰り返した。

3 管理監督責任者の処分

1 被処分者	消防監 60歳 男性
2 処分年月日	令和6年3月19日
3 処分内容	文書訓告
4 処分対象の理由	不正アクセスによる目的外利用に関する件 パワー・ハラスメントに関する件 公務外非行での暴行に関する件 上記の管理監督責任者であること。

1 被処分者	消防司令長 60歳 男性
2 処分年月日	令和6年3月19日
3 処分内容	文書訓告
4 処分対象の理由	不正アクセスによる目的外利用に関する件 パワー・ハラスメントに関する件 公務外非行での暴行に関する件 上記の管理監督責任者であること。

4 処分結果

懲戒処分内容	人数
減給（10分の1）3か月	2
減給（10分の1）2か月	2
減給（10分の1）1か月	1
戒告	1
懲戒処分未満の処分内容	
文書訓告	5
合 計	11

5 消防長からのお詫び

この度の不祥事につきましては、住民の安心安全を守る消防組織として誠に遺憾であり、皆様の信用、信頼を大きく損なうものであり深くお詫び申し上げます。

このような不祥事を重く受け止め、組織全体で認識を改め、全職員に対して公務員としての倫理及び服務規程の確保について指導を徹底し、信頼回復に向けて綱紀粛正に努めるとともに再発防止に向け全力で取り組んでまいります。

お問い合わせ先

消防本部 総務課

総務課長 瀬古

電 話 0567-52-3149

F A X 0567-52-3114